

当座勘定規定等改定のお知らせ

全国銀行協会は2022年11月に電子交換所を設立します。電子交換所設立に伴い当行は、2022年10月5日及び2022年11月4日に下記の通り、「当座勘定規定」「小切手用法・手形用法」を改定いたします。なお、改定後の新规定・用法は、改定日以前よりお取引いただいているお客さまにも改定後の規定・用法が適用されますので、予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022年10月5日（水）及び2022年11月4日（金）

2. 改定対象

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（パーソナルチェック用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・手形用法および小切手用法

3. 2022年10月5日（水）の改正内容等

（1） 規定の変更点（各規定共通）

	項目	内容
①	手形・小切手の支払	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。
②	手形・小切手用紙	振出人等への支払済手形の請戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
③	手形・小切手の印鑑照合等	イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加

※規定の新旧比較は<参考>をご参照ください。

（2） 手形用法・小切手用法の主な変更点

- ① チェックライターにより金額印字を行う場合には「,」を印字するよう規定を追加
- ② 使用可能文字を一覧化し追加
- ③ 金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被り（かぶり）を禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

4. 2022年11月4日（金）の改定内容

電子交換所へ全面移行され、全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱いが廃止となることから個人情報センターへの登録規定を削除します。

<参考>当座勘定規定（一般用）

※下線部が改定箇所

新	旧
<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために提示された場合、または呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（2）（同左）</p>
<p>第8条（手形・小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができなものとします。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形・小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p><u>第16条（成年後見人等の届出）</u></p> <p><u>（1）家庭裁判所の審判により、補助・保</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店へ届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p><u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見人の選定がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他事項を書面によって当店へ届出てください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、また任意後見監査人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店へ届出てください。</u></p> <p><u>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店へ届出てください。</u></p> <p><u>(5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)</u> を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様</p>	<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>

新	旧
<p>とします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>第18条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(略)</p>	<p>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(略)</p>
<p>第19条 (線引小切手の取扱い)</p> <p>(略)</p>	<p>第18条 (線引小切手の取扱い)</p> <p>(略)</p>
<p>第20条 (自己取引手形等の取扱い)</p> <p>(略)</p>	<p>第19条 (自己取引手形等の取扱い)</p> <p>(略)</p>
<p>第21条 (利息)</p> <p>(略)</p>	<p>第20条 (利息)</p> <p>(略)</p>
<p>第22条 (残高の報告)</p> <p>(略)</p>	<p>第21条 (残高の報告)</p> <p>(略)</p>
<p>第23条 (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(略)</p>	<p>第22条 (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(略)</p>
<p>第24条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第26条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第2項各号一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p>第23条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第25条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項各号一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>
<p>第25条 (取引等の制限)</p> <p>(略)</p>	<p>第24条 (取引等の制限)</p> <p>(略)</p>
<p>第26条 (解約)</p> <p>(略)</p>	<p>第25条 (解約)</p> <p>(略)</p>
<p>第27条 (取引終了後の処理)</p> <p>(略)</p>	<p>第26条 (取引終了後の処理)</p> <p>(略)</p>
<p>第28条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(略)</p>	<p>第27条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(略)</p>
<p>(削除)</p> <p>2022年11月4日削除</p>	<p>第28条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間 (ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたと

新	旧
	き。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第30条（規定の変更等） （略）	第29条（規定の変更等） （略）

新	旧
小切手用法 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、 <u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、 <u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず楷書で丁寧</u> に記入して下さい。 <u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u>	小切手用法 4. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 (新設)
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u>	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

新	旧
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。</p>
<p>約束手形用法</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず楷書で丁寧<u>に記入して下さい。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>約束手形用法</p> <p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。</p>

新	旧
<p>為替手形用法</p> <p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>為替手形用法</p> <p>5. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	7			8		9		10		100			1,000		10,000		
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓(円の異字体)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。

以上